

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和7年4月15日	SK商事株式会社(法人番号4230001017636) 代表者坂井一也	富山県射水市水戸田167番地	本社営業所	富山県射水市水戸田167番地	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年2月21日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録違反全て記録なし(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(安全規則第10条第1項)	13	13
一般貨物	令和7年4月15日	新産運送株式会社(法人番号8110001022652) 代表者竹野豊	新潟県長岡市新産1丁目1番地2	燕営業所	新潟県燕市大字杉名字杉名885番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和7年2月25日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。